ウ　以上の事実から、本団体は、「Aleph」、「山田らの集団」及び「ひかりの輪」それぞれが、麻原の説く「衆生救済」を実現するため、「日本シャンバラ化計画」を推進し、麻原が説く「タントラ・ヴァジラヤーナ」の実践を構成員の行動規範とするなど、現在も殺人を勧める「綱領」を保持していることは明白である。

⑸　同第５号該当性

本団体については、⑴ないし⑷に掲げた事実のほか、現在も、

ア　両サリン事件当時、麻原を頂点とし、麻原の指示に絶対的に従う上命下服の位階制度を敷き、一般社会と融和せず、隔絶した独自の閉鎖社会を構築したことが、秘密裏に両サリン事件を計画準備し、実行することを容易にしたと考えられるところ、現在も、上命下服の位階制度や一般社会と隔絶した独自の閉鎖社会を維持していること

イ　麻原の意を受け、一連の凶悪事件で重要な役割を果たした上祐が「ひかりの輪」の代表者として中心的に活動しているほか、武器等製造法違反事件等の各種犯罪行為に関与した多数の構成員や、麻原奪還を計画したロシア人構成員を擁しているなど、現在も、違法事案を引き起こすおそれがある上、ロシア連邦において「オウム真理教」（「Aleph」）がテロ組織と認定され、その活動が禁止されていること

ウ　本団体の代表者かつ主宰者である麻原が両サリン事件についての自己の責任を否定し全く反省もしていないほか、「Aleph」において、構成員が地下鉄サリン事件はでっち上げである旨「オウム真理教」の関与を否定したり、「ひかりの輪」において、構成員が地下鉄サリン事件が被害者のカルマが原因で自己責任だと述べるなど両サリン事件の真摯な反省が認められないこと

エ　「Aleph」において、第５回期間更新決定後、資産及び施設を増加させていること

オ　「Aleph」において、勧誘対象者を欺罔する手法を用いて勧誘活動を行っていること

カ　「Aleph」において、未成年の構成員に麻原への絶対的帰依を扶植していること

などの事実が認められる。

以上の事実からも、本団体には、現在もなお、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があることは明らかである。

３　引き続き本団体の活動状況を継続して明らかにする必要性（法第５条第４項）

本団体に対しては、以下のとおり、引き続き本団体の活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる。

⑴　本団体の閉鎖性、欺まん性に起因して活動状況を把握することが困難であること

ア　本団体のうち「Aleph」及び「ひかりの輪」は、現在も、出家した構成員をその管理下の施設に集団居住させ、食事等の日常的な行為を管理統制して閉鎖的な居住空間を形成した上、出家した構成員と外部との接触を困難にして、一般社会と融和しない独自の閉鎖社会を構築している。また、本団体は、立入検査の際に、組織ぐるみで非協力的な姿勢を徹底しており、前述したように、「Aleph」において、立入検査の着手後に、出家した構成員が、検査対象物が入った荷物を施設外に持ち出したり、在家の構成員に検査対象物を隠匿して施設外に持ち出させようとするなどの検査忌避行為を相次いで行い、合計７名が当該立入検査の対象となった施設を管轄する警察に逮捕され、このうち、出家した構成員１名が罰金刑の判決を受けるなど、その組織体質は閉鎖的である。

イ　本団体は、法に基づく公安調査庁長官に対する報告において、いずれの集団も構成員の一部を殊更報告せず、活動に関する意思決定についても実態に即した内容を報告しないなどの不正確な報告を繰り返しており、公安調査庁から改善すべき点を具体的に指摘して報告内容の改善方を指導されているにもかかわらず、一向にこれを改めようとせず、「山田らの集団」においては、本請求直前まで活動拠点施設の報告すらしないなど、集団の実態や活動の状況を偽ろうとする姿勢が顕著である。また、「Aleph」において、対外的には両サリン事件等の被害者及び被害者遺族に対する謝罪の意思を表明し、地域住民や社会との融和を表明しているが、実際には、多額の現金及び預貯金を有しながら、十分な賠償をしていないばかりか、構成員らが両サリン事件について、本団体が引き起こしたものではないかのように主張して勧誘活動を行ったり、両サリン事件を正当化する発言をしている。さらに、「ひかりの輪」においては、「Aleph」構成員の脱会支援をしていると主張する一方で、「ひかりの輪」の出家した構成員が、脱会相談をした「Aleph」構成員に麻原の教えを放棄しないよう勧めているほか、「外部監査」と称する取組については、外部監査委員による「立ち入り検査」の内容はおろか、検査の結果すら公表していない上、中には、監査の対象となる施設に居住する出家した構成員にあらかじめ通知した上で実施し、かつ、本来検査を要する物件を詳細に検査した形跡が認められないなど、監査の実態を備えたものとはおよそ認められず、その体質は欺まん的である。

⑵　本団体の活動が、両サリン事件等の被害者及び被害者遺族はもとより、本団体管理下の施設の周辺に居住する地域住民の理解を得られていないほか、関係地方公共団体等も観察処分の期間更新等を求めていること

第５回期間更新決定後も、両サリン事件等における被害者及び被害者遺族は、本団体の解散や観察処分の継続、本団体の活動規制の強化を切望している。また、本団体管理下の施設周辺に居住する地域住民等も、本団体の組織体質が依然として閉鎖的かつ欺まん的であることに加え、今なお活発に活動している現状にあることから、本団体に対して恐怖感・不安感を抱いている。

そのため、地域住民等によって組織された協議会等が本団体の解散等を求める各種集会・デモ、署名運動を実施し、国等に対して要請等を行うなどしているほか、関係地方公共団体も、国に対して観察処分の期間の更新等を求める要請等を行っている。そして、関係地方公共団体の長からは、法第32条に基づく調査結果の提供の請求が多数回にわたってなされているが、このことは、観察処分に基づく調査の結果得た情報に対する需要が極めて大きいことを示している。したがって、本件観察処分を継続し、本団体の活動状況を引き続き明らかにするとともに、その結果得られた情報を関係地方公共団体に提供して、地域住民等の恐怖感・不安感の解消・緩和に努める必要がある。

⑶　以上のとおり、本団体は、現在も独自の閉鎖社会を構築し、積極的に団体の実態を明らかにしようとする姿勢や努力が一切見受けられず、その組織体質が閉鎖的であること、組織の実態や活動の状況を偽ろうとする姿勢が顕著であり、両サリン事件等の被害者及び被害者遺族に対する謝罪・賠償を含め、その活動が真の反省に基づき実施されているとは認められず、その組織体質が欺まん的であること、「外部監査」と称する取組によっても「ひかりの輪」の閉鎖的、欺まん的な体質が改善されたとは認められない上、本団体の活動が、両サリン事件等の被害者及び被害者遺族の理解を得られていないこと、本団体の活動が、地域住民に恐怖感・不安感を抱かせており、地域住民はもとより、関係地方公共団体等も本件観察処分の期間更新等を求めていることが認められる。

以上のことを総合すると、本団体に対しては、本件観察処分の期間を更新し、本団体の活動状況を継続して明らかにする必要性があることは明白である。